

香川県医学生修学資金貸付制度について

香川県医学生修学資金貸付制度は、将来、香川県内の医療機関等の医師として、勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、その修学等に必要な資金を香川県が貸付ける制度で、地域医療を担う人材を香川県と公的医療機関とが共に、育成しようとする制度です。

1 修学資金の貸付資格者

将来、香川県内の医療機関で一定期間、医師の業務に従事する意志のある次の方に貸付けを行っています。

- ・香川大学医学部医学科推薦入試「県民医療推進枠」の入学者(5名)
- ・香川大学医学部医学科一般入試「地域医療推進枠」の入学者(9名)

※「県民医療推進枠」・「地域医療推進枠」両枠とも香川県内の高等学校卒業生(あるいは卒業見込者)のみが出願できます。

2 修学資金の貸付額等

(1) 貸付額 月額 120,000円

(2) 貸付期間

6年間(大学を卒業する年度までの正規の修業期間)

※ 貸付けの途中で辞退することはできません。

(3) 貸付方法

原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付け(口座振込み)ます。

3 修学資金の返還の免除

貸付けを受けた方が大学を卒業後、2年以内に医師免許を取得し、貸付期間の1.5倍に相当する期間、県内の指定医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。この期間の中には、県内の基幹型臨床研修病院での2年間の初期臨床研修期間も含まれます(下記表参照)。

貸付開始	貸付期間	義務年限期間(9年間)	
		基幹型臨床研修病院(表1)での初期臨床研修	指定医療機関(表2)での勤務期間
1年生	6年間	2年間	7年間

4 修学資金の返還

修学資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当することになったときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額との合計額を一括返還しなければなりません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。

- (4) 正当な理由がなく、医師免許取得後、直ちに臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (5) 臨床研修修了後、引き続き義務年限期間、貸付者ごとに指定する医療機関で勤務しなかったとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

5 修学資金の返還の猶予

修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由のある場合は、その理由が継続する間は返還を猶予します。

6 専門診療科の選択

内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医を選択する場合は、特に制限はありませんが、それ以外の診療科を選択する場合には、県との協議が必要になります。

【表1 県内の基幹型臨床研修病院】

病院名	香川大学医学部附属病院、県立中央病院、高松赤十字病院、高松市立みんな病院、香川労災病院、四国こどもとおとなの医療センター、三豊総合病院、総合病院回生病院、高松平和病院
-----	---

【表2 指定医療機関】

圏域	医療機関名
大川圏域	県立白鳥病院、さぬき市民病院
小豆圏域	小豆島中央病院
高松圏域	高松医療センター、県立中央病院、香川総合リハビリテーション病院、高松市立みんな病院、高松市民病院塩江分院、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、香川大学医学部附属病院
中讃圏域	県立丸亀病院、香川労災病院、坂出市立病院、四国こどもとおとなの医療センター、陶病院、滝宮総合病院
三豊圏域	西香川病院、永康病院、三豊総合病院
その他	香川県（本庁・保健所）

（高松圏域以外での勤務期間が1/2以上になるように調整）
（原則として太字の病院（重点配置病院）に2年以上勤務するよう配置調整）

【お問合せ先】

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部医務国保課 医療人材G

TEL 087-832-3321（直通）

FAX 087-806-0248